

会議録

会議の名称	平成２９年度第３回行田市子ども・子育て会議	
開催日時	平成３０年２月１５日（木） 開会：午前１０時００分 閉会：午前１１時３０分	
開催場所	行田市産業文化会館２階 第２会議室	
出席者（委員） 氏 名	馬橋正芳、清水与志雄、斉藤博美、宮野理加、菅野謙哉、 桑原宏安、望月昌幸、馬場恵喜子、鈴木幸江、松島弘、堀内由紀	
欠席者（委員） 氏 名	飯島伸介、内山正一、横田康介、堀内規	
事務局	子ども未来課新井課長、上野子ども未来推進幹、吉田主幹、 川上主査、綿貫主査	
会議内容	１ 開会 ２ 会長あいさつ ３ 議事 (１)地域型保育事業について (２)子ども・子育て支援事業計画の見直しについて (３)その他 ４ 閉会	
会議資料	（資料名・概要等） 次第 資料１ 地域型保育事業の認可等について 資料２ 行田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 資料３ 行田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 ・平成３１年度量の見込みに対する確保方策（案）	
その他必要事項	傍聴人なし	
会議録の確定	確定年月日	主宰者記名押印
	平成 年 月 日	㊟

発言者	会議の経過（議題・発言内容・結論等）
馬橋会長	1 開会
事務局	2 会長あいさつ 欠席委員・定足数、傍聴人の報告
馬橋会長	3 議事 （1）地域型保育事業について はじめに、事務局からの説明を求めます。 委員の皆さんからの質疑については、事務局説明後、一括してお受けするので、説明途中での発言をお控えするようお願いします。
事務局	事務局説明 ・資料1 P4 乳児質→乳児室の訂正
馬橋会長	説明が終了しましたので、何か質問、意見のある方は、挙手をお願いします。いかがでしょうか。
斉藤委員	やなぎ幼稚園の敷地内にきらめきの森保育園をつくり、4月1日の事業開始に向けて準備を進めているということですが、事業の類型が小規模保育事業A型ということで、小規模保育にはA型・B型・C型の3つの型があり、保育士の有資格者の配置についてA型は全員保育士、B型は2分の1以上が保育士、C型は市町村の研修を修了した家庭的保育者であるという条件があります。このきらめきの森保育園はA型ということで、全員保育士の有資格者なのか状況や見込みも含めてお聞きします。 次に、利用定員についてです。低年齢児の入所希望に應えるためという説明がありましたが、4月1日の開所に向けた今年度の申請状況、どれくらいの応募があったのか、知りたいと思います。 次に、調理員は業務委託ということですが、どこに委託する予定なのか、以上3点についてお伺いしたいと思います。
馬橋会長	事務局の方で、説明をお願いいたします。
事務局	はじめに、きらめきの森保育園の常勤職員4人、非常勤職員3人につきまして、全員が保育士の有資格者でございます。

	次に、今年度の申請状況ですが、手元に資料がございませんので、改めてお答えさせていただければと思います。 次に、調理の委託先につきましては、こちらで把握している事業所は株式会社富喜屋（ふきや）という会社で、調理士1人を保育所に派遣し、施設内の調理室で調理を行うことになっております。献立につきましては、委託先の栄養士が献立を考えることになっております。
馬橋会長	他にございますか。
堀内委員	資料1の平面図では0歳児用保育部分、1・2歳児用保育部分となっておりますが、部屋の仕切りはありますか。 また、国基準では、満2歳未満の幼児1人につき3.3㎡以上の部屋が必要ということですが、0歳児と1歳児の利用定員を合わせると9人で、基準の3.3㎡を乗じると29.7㎡になります。そうすると、平面図の0歳児用保育部分の20.4㎡とありますが、どのような見方をすればよろしいのでしょうか。
事務局	1階の保育室部分における仕切りはございません。0歳児の専用部分と1・2歳児の専用部分とは、可動式の棚のようなものを設けて、区分することによってございます。 次に、面積要件についてでございますが、資料に誤りがございました。 平面図の数字について、0歳児用が19.8㎡、1・2歳児用保育室の有効面積が39.82㎡になります。 0歳児は0歳児のみで、1・2歳児は合同保育予定としており、1・2歳児が6人と10人で16人でございます。1歳児については3.3㎡必要ですので、6人×3.3㎡で19.8㎡必要。2歳児については1.98㎡必要ですので、10人×1.98㎡で19.8㎡必要になります。19.8㎡+19.8㎡を計算しますと、39.6㎡が必要面積になります。なお、0歳児については、3.3㎡必要ですので、3.3㎡×3人で9.9㎡あれば要件を満たすことになり、実際には19.8㎡ありますので、こちらも基準に適合するものとなります。
馬橋会長	他にございますか。
松島委員	きらめきの森保育園の保育士である常勤職員4人、非常勤職員3人のうち、隣接地にあるやなぎ幼稚園と兼任している方はおりますか。
事務局	おりません。 ただし、管理者として保育に従事しない園長先生は、やなぎ幼稚園と兼任

	されるとのことです。
鈴木委員	可動式の棚のようなもので、0 歳児と 1・2 歳児を区分するというお話でしたが、その高さはどれくらいありますか。0 歳児は午前中もお昼寝があるかと思います。隣室は 1・2 歳児室と調理室があるということで、にぎやかになりお昼寝にも影響がでてしまうのではないのでしょうか。
事務局	お昼寝はございます。まだ建築中ですので、内装は建築後に市が確認し、指導をすることになります。現在の予定としては、高さ 120～130 c m くらいの仕切りと伺っております。 確認時にはお昼寝がきちんとできるような環境が整っているか確認し、指導をしたいと思います。
馬橋会長	他にございますか。
望月委員	はじめに、国基準の保育時間 8 時間を、市が 9 時間に定めたことについて、その 1 時間増やしたことと、当保育園の開所時間についてお聞きしたい。 次に、先ほど斉藤委員もおっしゃっていたが、現段階での当保育園への申請件数を教えてください。 次に、国基準で定められている面積は、実際の有効面積ですので、棚で仕切った場合は、その棚の面積は含めてはいけないことになります。昔は、壁の芯から芯までの距離で面積を算定していたが、現在はそうではないので、実際の有効面積が基準に適合しているのか教えてください。
事務局	まず、国基準 8 時間に上乗せして、市基準 9 時間としたことは、利用する保護者の利便性等を考えて、より良い保育環境を整えるため 1 時間増やしたものだと思われます。続いて、当園の開所時間が平日は 11 時間ということについてですが、給付費を支払う上で定められている公定価格の基準として、11 時間の開所が基本となっていることから、11 時間の開所時間となっているものでございます。 次に、現段階での申請件数ですが、手元に資料がありませんので、ご用意でき次第、ご報告します。 次に、有効面積についてですが、建物が建築途中ですので、まだ確かな面積が確認できておりません。どういう仕切りを設置するのかということも、具体的なことが決まっていないので、建物が完成し、市が確認する際に、有効面積の確認をさせていただきたいと思います。

望月委員	認可申請をするときに、この１・２歳児用、０歳児用のスペースの面積は明記されていないのですか。その面積が基準に適合していれば、別に問題はないのですが、柵のようなものを設置することで、本当に有効面積が守れるのか、しっかり精査していただきたいと思います。 次に、開所時間８時間の国基準を、なぜ９時間にしたのか。公定価格は、確認申請の際にお金が給付されるものですが、基本的には８時間の公定価格となっており、平成２７年度から１１時間開所の分が加算されましたが、本来は８時間をベースとした公定価格しか給付されないのでは、あえて９時間にしたのはなぜかをお聞きしたいのですが。
事務局	９時間の開所は、平成２６年９月に制定された資料２「行田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」第２４条で定めており、当保育園に限ったわけではなく市内の家庭的保育事業所等における開所時間を定めております。その条例制定時の資料を確認すれば、当時市としてどう判断していたか、正確にわかるかと思いますが、この場においては、先ほど申し上げた保護者に対する配慮、利便性が一つの判断材料としてあったのではないかと推測ができるのみでございます。明確にお答えできず申し訳ありません。 次に有効面積の件についてでございますが、仕切り部分の面積がたいへん重要であるということは認識しております。そういった中で、０歳児が３人ということで、実際は９.９㎡の面積でいいのですが、１９.８㎡の面積がありますので、その余裕部分の範囲内で大丈夫なのではないかと考えておりますが、十分に書類を見させていただき、わからなければ確認していきたいと思います。
望月委員	平成２７年度から新制度が開始されましたが、これは小規模保育事業を市町村が認可をして、需要に対して供給をしようという制度です。お金を給付するので、無認可保育所に小規模保育事業所へ移行して、その基準を守ってくださいという制度です。 その中で、公定価格という枠組があるわけですが、そのベースは８時間なので、それまでは８時間にプラスして延長保育事業を行って補助金をもらっていたりしましたが、今ではその部分が公定価格に入れられてしまったので、どこでも最低１１時間は開所するようになりました。８時間がベースの運営費にもかかわらず、利用者の利便性という説明もありましたが、その点は１１時間開所のなかで自由に対応できることです。そこで、あえて保育時間を９時間にした理由を知りたかったので、質問させていただきました。開所時間については了解しましたが、その１１時間を常勤４人、非常勤３人で、例えば７時半から１１時間、労働基準法では一人あたりの勤

	務時間は 8 時間ですので、この人数で上手くローテーションでまわせるか というと、ちょっと心配なところはあります。 もう一つお話ししたいのが、0・1・2 歳児という低年齢児の保育を行うと いうことで、離乳食が始まる時期でもございます。専門の調理員が 1 人業 者からいらっしゃって、その方が調理するということですが、体調が悪く、 食欲がないお子さんには油抜きにしようかという特別メニューを作るよ うな対応もできるようなしっかりとした職員を派遣してもらった方がよ いかと思います。
事務局	調理業務委託についてですけれども、委託先との契約の締結はこれからと いうことでございます。なお、保育所における調理業務契約の受託につ きましては、調理業務に従事する者が、その業務について相当の経験を有す る者であることや定期的に衛生面及び技術面の教育及び訓練を実施する という国の通知による条件がございます。それらについても、契約書の中 に記載するように指導していますので、それらの事項も遵守された上で、 調理業務をしていただけるものと思っております。
馬橋会長	他にございますか。
斉藤委員	調理業務を請け負う予定の株式会社富喜屋を初めてお聞きし、調べられな かったのですが、この会社の保育所における調理経験というのは、あるの ですか。
事務局	会社としては、大阪にある会社ということでございます。事務局で確認し たわけではありませんが、各幼稚園や保育所で、調理業務を数多く請け負 っている業者ということでございます。 続きまして、先ほどご質問をいただきました、平成 30 年度におけるき らめきの森保育園の 1 次申請状況についてわかりましたので、お答えいたし ます。1 歳児が 5 人、2 歳児が 4 人の合計 9 人でございます。ただし、こ れは第 1 希望分だけになりますので、第 2 希望から第 5 希望までに記載さ れていた場合の数字は含まれておりません。
馬橋会長	他にご質問はありますでしょうか。
清水委員	量の見込み、需要と供給の関係ですが、それが適正かどうかというのを 知りたいです。
事務局	前回の会議において、事業計画の量の見込みについてのご意見を頂き、見

	直しをさせていただいたもので、当保育園もその量の見込みの範囲内でございます。 その内容につきましては、議題の 2 で報告をさせていただく予定でしたが、先に申し上げます。お手元にお配りしてある資料の平成 31 年度の量の見込みに関する確保方策は、前回の会議資料の数値に記載の誤りがありましたので、差し替えをお願いするものでございます。修正点につきましては、平成 31 年度の 1 号認定、市内施設確保数でございます。前回の会議では、その数字が 2,110 と記載していたのですが、2,095 でございました。また、それに伴う確保数等にも変更がございました。平成 31 年度に 3 号の保育所の利用を申請する見込みについては、0 歳児が 100 人・1 歳児が 403 人でございます。それに対する平成 31 年度市内施設確保数については、0 歳児が 97 人分、1・2 歳児が 386 人分を確保し、あとは市外での受け入れ、市外施設利用者分を差し引きし、行田市で確保できる数字が、0 歳児については 100 人分、1・2 歳児については 403 人分という計画をして、前回の会議で案を示させていただき、承認いただいたものでございます。 前回の会議の時に平成 29 年度の実績見込みの、市内施設確保数の 0 歳児が 82 人分、1・2 歳児が 356 人分となっております。それから 0 歳児については 17 人分、1・2 歳児については 35 人分増やすという計画としておりますので、今回の小規模保育事業所についても、0 歳児 3 人と 1・2 歳児 16 人の枠を確保するために、開所させていただきたいというものでございます。
馬橋会長	議題 2 の内容にも言及した内容での説明となりましたが、他にご意見いかがでしょうか。
斉藤委員	私は保育所へ申請する保護者の立場でもあり、入所の募集要項を見たときに、きらめきの森保育園も掲載されておりました。新設されるということで、ニーズが高そうだから申請を回避した保護者もいらっしゃるのではないかと思います。そのようなときには、受付窓口において申請状況を助言することはあるのでしょうか。
事務局	保育所の平成 30 年度 4 月入所の申請は、昨年 10 月から 11 月にかけて行っており、申請数も確定していないことから、申請時では受付以外に助言などはしておりません。ただし、5 月以降の入所につきましては、申請希望者には各市内保育所の空き状況をご案内しており、今後も行まいります。

馬橋会長	よろしいでしょうか。それでは、議題 1 につきましては、ここで終了とさせていただきます。 (2) 子ども・子育て支援事業計画の見直しについて
馬橋会長	さきほど説明いただきましたが、改めて、議題の 2 について事務局から説明をお願いします。
事務局	先ほどご説明いたしました、第 2 回会議資料に誤りがございました。お手元にお配りした平成 31 年度量の見込みに対する確保方策（案）の資料につきましては、第 2 回会議資料の 15 ページへの差し替えをお願いします。大変申し訳ございませんでした。
馬橋会長	ご質疑はございませんか。 なければ、了承ということで議事を進めさせていただきます。 (3) その他
馬橋会長	続きまして議題の 3 について、事務局から説明をよろしくをお願いします。
事務局	現在の子ども・子育て会議の委員は、団体の推薦により途中から加わられた委員の方もいらっしゃいますが、平成 28 年 4 月 1 日から 2 年間の任期ということでお願いしており、その任期が 3 月 31 日をもって満了となります。2 年間お世話になりまして、誠にありがとうございました。 4 月以降についてでございますが、市には、委員の委嘱はしておりませんが、児童福祉法に基づく児童福祉審議会という組織が条例上あります。本日の議題である小規模保育所認可の部分についても、その組織でご審議いただくことも手法としてはありましたが、実際に児童の保護者、児童福祉関係者の皆さんが委員である子ども・子育て会議において、ご意見をお伺いしたところでございます。今般、埼玉県そして他市の状況を確認したところ、県及び県内の半分以上の市が、両方の審議会を一本化しておりました。つきましては、本市においても、子ども・子育て会議と児童福祉審議会を一本化するため、平成 30 年 3 月議会に条例案を提案させていただいております。議員の皆さんの承認が得られれば、児童福祉法に基づく審議会、子ども・子育て支援法に基づく審議会の機能を併せ持つ 1 つの審議会として、子ども未来審議会と名称を変更し、4 月 1 日から発足する予定でございます。委員の構成メンバーにつきましては、基本的には現在と同様になりますが、一部委員の見直しを含めて考えているところでございま

馬橋会長	す。改めて所属団体へ推薦依頼をすることもあるかと存じますが、引き続き、よろしくお願い申し上げます。 以上で、本日の議題が全て終了となりました。 円滑な議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。 4 閉会
事務局	本日の議事は全て終了いたしました。長時間にわたりまして、ご意見を賜りまして、ありがとうございました。以上をもちまして、平成 29 年度第 3 回行田市子ども子育て会議を閉会といたします。